

光市病院局公告第15号

条件付き一般競争入札を行うため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により、下記のとおり公告する。

令和2年11月24日

光市病院事業管理者 桑 田 憲 幸

記

1 業務名

旧光総合病院解体工事設計業務

2 業務場所

旧光総合病院

所在地：光市虹ヶ浜二丁目10番1号他

3 業務期間

契約の翌日から令和3年3月31日まで

4 計画施設概要

(1) 施設名称、場所

光総合病院 医師住宅 車庫 看護婦寮

(2) 施設用途

総合病院

5 適用

建築設計業務委託特記仕様書のとおり

※仕様書は、当院ホームページの入札公告ページから確認すること。

6 入札参加資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 光市建設工事競争入札参加資格者名簿に一級建築士事務所で登録されていること。また、光市外に本社が所在する者は、光市に隣接する市町（周南市、下松市、柳井市、田布施町、岩国市）に本社が所在し、令和元・2年度山口県建設工事等競争入札参加資格者等級区分の基準（令和元年6月2日平31監理第112号）の「別表7」における建築関係建設コンサルタントの等級Aであり、総合点数200点以上であること。

元請負人（共同企業体の場合は、出資比率が20パーセント以上のものに限る。）として、5階建て以上の鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物（建築基準法第2条第1項に規定する建築物）の新築設計した実績を有していること。

- (3) 別紙特記仕様書に示した成果物を確実に納入し得ること。
- (4) この公告の日から本業務の契約締結の日までに、光市物品調達等に係る指名停止等措置要綱（平成16年光市告示第15号）又は光市建設工事等の契約に係る指名停止等措置要綱（平成16年光市告示第16号）に基づく指名停止等の措置を受けていないこと。
- (5) この公告の日から本業務の契約締結の日までに、光市物品調達等に係る指名停止等措置要綱別表に掲げる措置要件又は光市建設工事等の契約に係る指名停止等措置要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。

7 申請方法

- (1) 8に掲げる書類を添付し、光市立光総合病院総務課に持参又は郵送により提出すること。ただし、郵送の場合は、配達証明等により配達の確認が

できる方法にて提出期限までに必着とすること。

- (2) 申請書の様式は、光市立光総合病院ホームページ(<http://hikari-hosp.jp/>)からダウンロードすること。
- (3) F A Xでの提出は不可とする。
- (4) 申請書の審査後、入札参加については、令和2年12月3日(木)に別途「一般競争入札参加資格確認通知書」をF A Xにて通知する。

8 申請書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書
- (2) 新築設計実績調書
- (3) 使用印鑑届
- (4) 委任状(契約や請求等を本社以外で行う場合に提出のこと。)

9 申請書類提出期限

- (1) 令和2年12月1日(火)午後5時までとする。
- (2) 入札参加資格確認申請に係る提出書類の訂正及び差替えは、申請書類提出期限後はできない。

10 質問の方法

- (1) 本契約及び入札に関する質問は、入札参加資格確認通知後、F A X又は電子メールによる質問書の提出によること。
F A X 番号 0 8 3 3 - 7 2 - 6 0 1 8
電子メール hkr-gyoumu@hospital.city.hikari.lg.jp
- (2) 質問書の提出期限は、令和2年12月4日(金)午後5時までとする。
- (3) 質問書提出後に電話で質問書到着の確認を行うこと。
- (4) 質問の回答は、令和2年12月8日(火)までに、一般競争入札参加資格確認通知書を配布した者全員に質問内容と併せてF A Xにより書面で回答する。

1.1 入札日時及び場所

- (1) 入札日時 令和2年12月10日(木) 10時00分
- (2) 入札場所 光市立光総合病院 1階講堂

1.2 入札保証金

免除

1.3 入札に関する事項

(1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の執行

ア 郵送での入札書の提出は認めない。

イ 入札書の提出は、入札箱に入れることにより行う。入札箱に投函後の書換え、引換え、撤回等はできない。

ウ 本入札では予定価格を定めており、入札書のコ額が予定価格以下でかつ最低価格である者を落札者とする。なお、開札の結果、落札者となるべき者が2人以上いる場合は、くじで落札者を決定する。

エ 入札の回数ハ、3回までとする。1回目で落札した場合は1回で終了する。この1回目の入札に参加しなかった者は、再度の入札には参加できない。

オ 地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第21条の14第1項第8号の規定により、随意契約を締結することができるときは、エによる最低入札価格と予定価格との差が6パーセントの範囲内のとき

とする。

カ 入札の無効は、光市財務規則（平成16年光市規則第47号）の例による。

（3）その他

ア （1）及び（2）に掲げるもののほか、入札及び契約に関する事項は、光市財務規則の例による。

イ 落札決定後、契約締結までの間に落札者が入札参加資格の制限又は指名停止等の措置を受けた場合は、契約を締結しない。